

H・カントロヴィッツの独裁論についてのノート

— Dictatorships; 1935 の紹介を中心に —

坂 東 義 雄

(1980年10月16日 受理)

A Note on Hermann Kantorowicz, Dictatorships; 1935

Yoshio BANDO

I はじめに

本稿は、ヘルマン・カントロヴィッツ (Hermann Kantorowicz, 1877-1940) の *Dictatorships* (1935)¹⁾ の内容を、比較的忠実なかたちで紹介しようとするものである。

カントロヴィッツは、周知のように、19世紀末から20世紀初頭にかけて、ドイツを中心に興隆した反概念法学の法思想の潮流・「自由法運動」(Freirechtsbewegung) の「闘士」として知られている。1906年、かれがグナエウス・フラヴィウス (Gnaeus Flavius) の名で世に出した *Der Kampf um die Rechtswissenschaft* は、当時のドイツの法学界に大きな衝撃を与えるとともに、かれを、ドイツにおける「自由法運動」の揺るぎない代表者の地位に就かしめたのであった²⁾。カントロヴィッツは、1913年から27年まで Freiburg 大学教授、1927年招聘を受けて Columbia 大学客員教授、1929年以來 Kiel 大学教授の地位にあって、刑法、法哲学などを講じていたのであったが、1933年ナチスが政権を掌握するや、かれは「その自由主義思想のゆえに」、かれの親しい友人・G・ラートブルフ (Gustav Radbruch) らとともにナチスの厳しい圧迫を受け、かれはイギリスへ亡命した。いわば、ナチスの時代に生き、ナチスの独裁政治の犠牲者の一人であったカントロヴィッツが、当時、独裁政治にたいしてどのような考えをいっていたかを考察することは、かれの法思想に関心を寄せるものにとって、おおいに興味をそそられるばかりでなく、思想の形成と社会の関係という法思想史研究にとってきわめて重要な問題を探究するさいの、一つの手掛りにもなるのではないかと思われる。

このような問題意識をもってカントロヴィッツの *Dictatorships* を繙くとき、公刊後半世紀に近い時を経過した同書から、なおわれわれは、法理論や独裁論の研究において示唆的と思われるユニークな指摘を読みとることができるように思われるのである。こうしたカントロヴィッツの独裁論の二、三の特徴を摘示すれば、たとえば、(1) 独裁の概念定義の学的性格をことばの問題としつつも、それは、ことばのもっている習慣的な用法と矛盾しないものでなければならず、科学の目的にとって有効で、問題の解明のため、真実の記述、明確な区分、完全な分類のための道具として

役立たねばならない、とする定義論にかかわる提言³⁾、(2) このような定義論に立脚しつつも、政治現象にたいする社会学的研究を基礎に、この立場から独裁を政治的、技術論的、歴史的の三つの要素から定義しようとする提案、(3) マックス・ヴェーバー (Max Weber) の pure type の意味での社会学的な定型論——これを、カントロヴィッツは、独裁の「骨格学」(osteology) と名づけている——によって、独裁の諸形態の分類をおこない、独裁理論に指針を与えようとする試み、などをさしあたりあげることができよう。

ところで、独裁を対象とする研究には、敢えて大胆に言えば、つぎの二つのタイプのものがあるように思われる⁴⁾。その一つは、独裁について論じるとき、独裁権力の現実的作用形態の分析をおこなうのではなく、独裁の法理論を、また独裁を歴史的・社会的な現実の政治形態として把握するのではなく、主としてそれを法学的に正当化するための理論の構築をおこなうタイプである。もう一つは、独裁の法学的正当性の問題ではなく、歴史的・社会的な現実の政治形態としての独裁の分析やその分類に直接の関心を置くタイプである。そしてここでは当然、独裁の歴史的・社会的現実形態ばかりではなく、それにも増して、権力を握る独裁者が使用するところの権力手段およびその作用に、主たる関心が注がれるのである。

第一のタイプによって独裁論を展開した一つの例を、われわれはカール・シュミット (Carl Schmitt) にみることができるであろう。周知のように、シュミットは、独裁の概念の決定にさいして、独裁の「具体的例外性」(konkrete Ausnahme) という観念にその基本的主張を置いている。すなわち、独裁の本質は、かれによれば、一定の目的を達成するための「手段」であり、一時的な「例外状態」である。すなわち、シュミットは、現行憲法を維持するためまたは新憲法を制定するという具体的目的のために憲法を例外的に停止するという点に、独裁の本質を求めたのであった。かれは、委任的独裁と主権的独裁の相違を検討し、それぞれが法的に正当化される根拠をつぎのように示している。委任的独裁は現行憲法を維持するために一時憲法を全部または一部停止するものであり、それは憲法の規定に従っておこなわれる独裁である。それゆえ、独裁者にたいして独裁権は、法的には現行憲法によって付与されているのである。これにたいして、主権的独裁は理想の新憲法制定を実現するための独裁である。これは現行憲法によって独裁権を与えられているのではないが、独裁によってこれから実現されようとしている将来の憲法が独裁権の法的根拠となっているのである。すなわち、シェイエス (Emmanuel Joseph Siéyès) のいう「憲法制定権」が独裁権を基礎づけている、という。以上のように、シュミットのこのような独裁論は、独裁権力の現実的作用形態の分析というよりは、その法理論、すなわち、独裁を法学的に正当化するための理論の構築をめざすところにその特色があるといえよう⁵⁾。

つぎに、第二のタイプによって独裁論を展開した例を、われわれは現代イギリスの著名な歴史家アルフレッド・コバン (Alfred Cobban)、また同じく歴史家であるが、現代アメリカのハルガルテン (George W. F. Hallgarten) にみることができるであろう。コバンによれば、独裁とは、まず単一人の支配でなければならない。しかも独裁者は、本来的には世襲によってその地位を獲得した

ものではなく、実力か同意によって、あるいは両者の組合わせによってその地位に就いたものである。また、独裁者は絶対的主権を保持しなければならない。すなわち、全権力は独裁者の意思に由来し、しかもその範囲において、それは無制限でなければならない。それは、かなり頻りに専断的な方法によって、法律によってではなくむしろ命令によって、行使されなければならない。さらに独裁権は、一定の任務のためにその存続期間が制限されているものであってはならず、独裁者は自分以外のいかなる権威にたいしても有責であってはならない。なぜなら、このような制限は、絶対的支配と両立し得ないからである、という。このような独裁の概念を基礎にして、独裁の諸形態を分類し、これらを考察しようとしている。そしてそこでは、さきに述べたように、独裁を法学的に正当化するための理論の構築というよりも、独裁の現実的作用形態の分析に主たる関心がむけられているのであり、独裁の権力手段やその作用が問題となっているのである⁶⁾。また、ハルガルテンの場合についてみれば、かれはヴェーバーの社会学の方法を極めて自覚的にその独裁論に導入し、展開している。すなわち、かれは、独裁の具体的現実形態を対象にして、つよい現実的関心をもってこれを政治社会学的に分析している。このさいかれは、とくに社会経済的な視点から歴史上の独裁を四つの基本形態に区分し、定義しているのである⁷⁾。

本稿で紹介しようとするカントロヴィッツの独裁論は、上にみた二つのタイプのうち、第二のタイプに属するものといえるであろう。そこでは、さきに述べたように、歴史的・社会的現実における政治形態としての独裁が分析の対象とされるとともに、一定の要素を基礎として諸定型に分類されている。今世紀の初頭、ドイツにおける法社会学の草創期に、マックス・ヴェーバーらとともに法社会学の確立・発展に力を尽したカントロヴィッツによる、その社会学理論の独裁論への具体的適用という性格をも、この著作はもっているわけである。このような意味においても、カントロヴィッツの本著作の意義は大きい。

なお、筆者は、カントロヴィッツの独裁論を異議なしとするものではない。とはいえ、カントロヴィッツの本著作の紹介を目的とした本稿では、これにたいする検討は、他日を期さざるを得ない。

II カントロヴィッツの独裁論

—Dictatorships; 1935 の内容⁸⁾—

1 独裁の定義

(1) 独裁という用語は、実にいろいろなことを意味するのに使われている。そこで、われわれは、それをどのような意味で使おうとしているのかを、まずはじめに決めてかかることをしなければならない。それゆえ、そのような提案は一つの決定をとまなうのであり、その用語はどんな成文の憲法やどんな法的な文書にも使われていないようだから、われわれは、現在通用している多くの定義のなかから一、二を選ぶことも、新たに定義を提案することも、ともに自由である。ことば上の問題を本質的な問題と信じこむことほど危険な混乱はないし、また、その逆のことをおこなうことも同じである。ところが、そうした混乱はよくおこなわれているのである。ヒューム (David

Hume) もつぎのように言っている。「哲学者が文法家の領域に入り込み、ことばについての論争をやることは実によくあることである。そのくせかれらは、自分たちがもっとも重要なことを議論しているのだと思っているのだ」と。この種のばかげた議論は、われわれの分野においてもよくある。1919~20年に、ドイツ人と、ロシアのマルクス主義者たちは、独裁について論争をおこなった。そこでドイツ人は、独裁は当然個人的独裁でなければならず、政党的独裁などというものは論理的に不可能なのだと熱心に主張した。反対に、同じように熱心に、ロシア人はこれを否定した。しかし、自由はけっして放縦を意味しない。これは、また、定義上真なのである。定義は辞書の編纂の過程で見出されるものではないとはいえ、あらゆる定義は、少なくとも、個々のことばがもっている習慣的な用法と矛盾しないものでなければならない。すなわち、定義は、けっしてそれ自身真でも偽でもないけれども、それは、個々の科学の目的に有用でなければならないし、また、問題の解明のため、真実の記述、明確な区分、完全な分類のための道具として役立たねばならない。

これらの、用語上および科学上の明白な要請が、独裁に関する科学上ないしは政治上の現代の論議では受けいれられていない。たとえば、ドイツの学者はファシスト国家を独裁国家と呼ぶことを許されていないし、イタリアの学者はそう呼ぶことをはっきり奨励されてはいない。ドイツの憲法に関する最近刊行されたナチスのテキストは、独裁者 (dictator) を非常時の権限 (extraordinary powers) を授けられた支配者と定義づけているが、しかしそれは、特殊例外的な職務または一時的な非常事態に限定されている。それゆえ、マクドナルド (MacDonald) の国政は独裁的であるが、ヒットラーやムッソリーニの支配は独裁的ではない、とナチスのテキストは説明している。この定義はことばのどの語法とも相容れないし、また用語上好ましくないものだ。一方、ある著名なイギリスの政治家は、少し前に、つぎのように述べたことがある。「こんにち合衆国は、実際、独裁下にある。その国ではデモクラシーは破壊された。いまやイギリスの国政がデモクラシーの守護者である」と。この考えは、デモクラシーの概念として、強力な行政権とは相容れないようなものを前提としている。このような概念は、たんにデモクラシーにとって危険である——この政治学上の問題は社会学者の興味を引かないが——ばかりでなく、科学的にも異議の余地があるものである。すなわち、それは、デモクラシー対独裁という社会科学における重要な論争点をぼやかしてしまうものである。ルーズヴェルト大統領は、被治者の同意なしには治めることができなかった（この点に関しては、「ルイジアナの独裁者」といわれた H・P・ロング上院議員についても同様である）。これに対し、われわれが独裁者と呼ぼうと提案している人はオートクラット (autocrat) なのである。ルーズヴェルトは、論議や批判や情報の交換を禁じてはいないが、われわれがそう呼ぼうとしている独裁者は、命令 (dictation) によって支配するのである。われわれは、われわれ自身の定義を示すにあたって、その点を留意しておかなければならない。

(2) われわれの定義を、政治的、技術論的、歴史的要素という三つの要素から構成することは有益であろう。われわれは、前述のような政治をオートクラティック (autocratic) な独裁 (dictatorship) と呼ぶように提案している。それは命令によっておこなわれる。しかも、そこでは、被治

者はいまも、より少なくオートクラティックなあるいはより少なく不自由な元の制度を記憶しているのである。この定義は、不動かつ絶対的なものではなく、融通のきく相対的なものである。すなわち、この定義は、あらゆる社会的・歴史的現象と同様に、日常的な社会の流れのなかに存在するところの政治にあてはまるものである。それゆえ、ペダンティックではあるが、政治形態は、それがオートクラティックであり、命令によって活動し、より民主的ないしは自由な元の制度の記憶が、被治者の心のうちにまだ残っている限り、独裁であるというべきであろう。

(3) これらの三要素は、いずれも、さらに詳細な説明が必要だ。オートクラティックということによって、私は、その権力が被治者の同意から独立しているところの支配を意味しているのである。これは、権利の法的な意味においてではなく、総体的研究のような、社会学的意味においてなのである。法的に言えば、現代の独裁者はオートクラットではない。だが、被治者の同意なしに支配する自立的な権利をもっている者は誰もいない。また、生まれながらの主権的独裁者は誰もいないのである。すべて、委任にもとづく (by commission) 独裁者なのである。すなわち、主権者——それは国民の場合もあれば君主の場合もあるが——が、権力——その権力とは、一般的には、一定期間のあいだ非常事態における職務を処理する権限であり、またたまには、行政部や司法部に干渉する権限なのであるが——を、多少とも法的な形式にもとづいて独裁者に委任したのである。しかし、その委任期間の終了の以前でも以後でも、独裁者はリコールないしは辞任させられることがあるのである。「主権的」独裁者 (“sovereign” dictators) および「委任的」独裁者 (“commissionary” dictators) の多くの歴史的な実例が存在する。ところが、ヨーロッパにおける主権的独裁の最近の唯一の例は、ユーゴスラヴィアの最近の王、アレクサンダーの1929年以後のそれであった。これは、1931年までは公然の独裁であり、それ以降は潜在的な独裁であった。ムッソリーニでさえ、委任のタイプに属する。イタリアの王は、法によっていつでもかれをリコールすることができるのである（その上、国会 Grand Council はもう一度かれを指名することも可能なのである）。ロシアの指導者でさえ、自分たちを、なお、「人民の委員」 (“commissars of the people”) と呼ぶことによって、法的な意味ではオートクラティックな支配者ではないというかれらの意図を示しているのである。そして、事実、統治機関としての人民委員会は中央執行委員会 (the Central Executive Committee) によって任命され、中央執行委員会は連邦ソヴィエト会議によって選出され、さらに順々に、連邦ソヴィエト会議は下級ソヴィエトによって選出される。ドイツの独裁でさえ、本来的にもその現在の権能においても、委任的なものである。その独裁権は、1933年3月24日の授権法により、国会によって承認された。「帝国法は帝国議会によって制定される。それらは憲法と矛盾することを得る。……この法律は1937年4月1日に失効する」。この法律はいまなお効力を有している。すなわち、1934年2月14日の「帝国の組織に関する」法律には、つぎのような規定がある。「帝国政府は新憲法を決めることができる」、と。しかし、政府は、授権法に関してはそのようにしなかった。そして、ヒットラーがつねに国民に呼びかけているという事実も、もしかれが、国民はその不満を表わす権利をもっており、したがってかれの辞職を要求する権利をもっているのだということを認

